

令和4年5月16日

会員各位

島根県理学療法士会
生涯教育部長 藤丘 政明

【重要】新生涯学習制度における 「士会『承認』症例検討会」、および「士会が承認した会員所属施設主催研修会」について

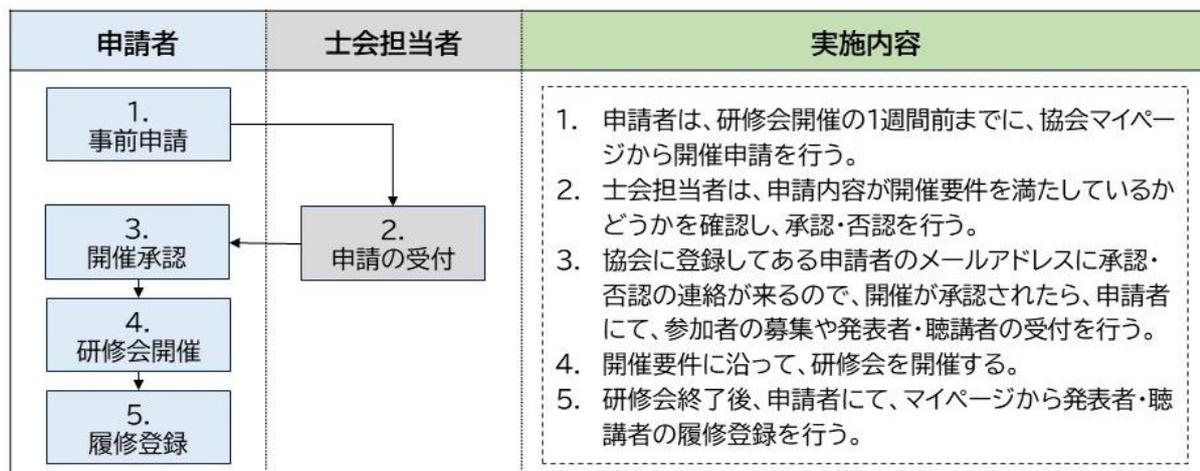
平素より、島根県理学療法士会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、2022年4月より新生涯学習制度が開始となっており、履修単位やポイントを取得できる研修会として、「士会『承認』症例検討会」と「士会が承認した会員所属施設主催研修会」が新たに設定されています。

この「士会『承認』症例検討会」、および「士会が承認した会員所属施設主催研修会」は、登録理学療法士がマイページから事前に開催申請を行い、開催要件を満たしたものを所属する都道府県士会が承認することで、所属施設等で開催することができるものです。

島根県理学療法士会での「士会『承認』症例検討会」、および「士会が承認した会員所属施設主催研修会」の申請の流れを以下に記載しております。

【申請の流れ】



また、次ページ以降に、それぞれの概要や開催要件、申請手順等が記載されたマニュアルへのリンクを記載しています。島根県理学療法士会のHP内「日本理学療法士協会の教育制度について」のページにも士会承認研修会についての情報を掲載していますので、所属施設等での教育にご活用ください。

会員の皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

「士会『承認』症例検討会」、および「士会が承認した会員所属施設主催研修会」に関するお問合せ
生涯教育部長 藤丘政明（島根県立中央病院）

71.22hill@gmail.com

A. 士会『承認』症例検討会について

【概要】

会員施設内での症例検討会を指し、開催者である座長（登録理学療法士）が都道府県理学療法士会に事前に開催申請し承認されることで、開催が認められる症例検討会

【開催要件】

★以下すべての要件を満たす必要があります。

1. 開催者である座長が事前に所属する士会に申請し、承認を受けること。
※開催内容が要件を満たしていても、承認を得ていないものは対象外
2. 必ず選択する講義テーマ（後期研修 E1～E3）に応じた内容で開催すること。
3. 一症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができること。
4. 一回あたりの開催時間は、可能な限り推奨時間（30分以上）で開催すること。
5. 一症例の発表（質疑応答を含む）時間は、可能な限り推奨時間（30分以上）で開催すること。
6. 座長は「登録理学療法士」であること。
※休会者および会員権利停止者は登録理学療法士であっても対象外
7. 履修コマ数は「1回の発表で1コマ」「1回の聴講で1/3コマ（3回の聴講で1コマ）」とすること。
8. 参加費を徴収しない（無料で開催する）こと。
9. WEB システム等を利用したオンライン開催も座長の判断により可能とするが、以下のオンライン形式開催条件をすべて満たすこと。
 - ① 参加（聴講・発表）者の管理ができること。
 - ② 双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。

【注意点】

- ・ 島根県理学療法士会独自の要件として、事前申請の〆切を、研修会開催の1週間前としています。〆切を過ぎての申請については、開催要件を満たしていても「否認」としますのでご注意ください。
- ・ 履修登録は主催者（開催申請を行った登録理学療法士）が、自身のマイページ内から行います。

【参考資料】

士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者[座長]用）



<https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/0537ce80125b4662946aced3987e893c.pdf>

B. 士会が承認した会員所属施設主催研修会について

【概要】

- ・登録理学療法士更新制度において、ポイント取得要件として、「カリキュラムコードに準じた学習での取得」があります。取得方法の1つとして、「③研修会・講演会・ワークショップ等の受講」があり、その中に、都道府県理学療法士会へ事前申請して、承認を得てから開催される研修会である、「士会が承認した会員所属施設主催」があります。

【開催要件】

★以下すべての要件を満たすこと

1. 申請者は登録理学療法士であること。
2. 講師が1名以上いること。
3. 講義時間は30分以上とすること。上限は定めない。
※講義時間とは休憩を含まない実質の研修時間を指す。
4. 学術大会（学術集会）ではないこと、学会主催もしくは共催ではないこと。
5. 営利を目的とした研修会等ではないこと。
6. 参加者の入退室管理が行えること。
7. 質疑応答等を設け、講師と参加者の双方向の疎通を可能であること。（注：開催当日に限らない。）
8. 企画内容に最も即したカリキュラムコードを1つ選択し設定すること。
9. WEBシステム等を利用したオンライン開催も主催者の判断により可能とするが、以下のオンライン形式開催条件をすべて満たすこと。
 - ① 参加（聴講・発表）者の管理ができること。
 - ② 双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。ただし、開催当日に限らない。

【注意点】

- ・島根県理学療法士会独自の要件として、事前申請の〆切を、研修会開催の1週間前としています。〆切を過ぎての申請については、開催要件を満たしていても「否認」としますのでご注意ください。
- ・履修登録は主催者（開催申請を行った登録理学療法士）が、自身のマイページ内から行います。開催後、速やかに履修登録を行ってください。

【参考資料】

研修会等の受講 会員所属施設主催実施マニュアル(申請者[登録理学療法士]用)



<https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/d80aeeb5ccfea779afc17099a1d6b8f1.pdf>